

新型コロナウイルス感染症に係る 経済変動対策緊急融資の対象要件の追加等について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、中小企業の事業活動に大きな影響が生じ、資金繰りへの影響が懸念されている。

については、県内中小企業が取引先等の影響を受け経営が不安定になることを防ぐため、次のとおり経済変動対策緊急融資の対象要件を追加するとともに金融相談窓口を設置し、中小企業への円滑な資金供給に万全を期することとした。

1 経済変動対策緊急融資の対象要件の追加

(1) 経済変動対策緊急融資の概要

- 融資限度額：8,000万円（運転資金）
- 融資期間：7年以内（うち据置1年以内）
- 融資利率：年1.25%以内
- 保証料率：年0.35%～年1.05%（セーフティネット保証5号を利用する場合 年0.5%）

(2) 対象要件

資金名	対象要件
【現行】 経済変動対策 緊急融資	次のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3ヶ月の売上高等が対前年同期比▲5%以上 ②原油仕入れ価格上昇率が対前年同期比+20%以上
【今回追加】 新型コロナ ウイルス 感染症対策枠	③新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者 であって、次の(ア)かつ(イ)を満たす者 (ア)最近1ヶ月の売上高等が対前年同月比▲5%以上 (イ)その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が対前年同期比▲5%以上の見込

(3) 実施期日 2月17日(月)から

【参考】国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（中小企業・小規模事業者対策等）

- ・特に重大な影響が生じている業種について、通常とは別枠で借入債務の80%を保証するセーフティネット保証5号（要件：指定業種で最近3ヶ月の売上高等が対前年同期比▲5%以上等）を実施
- ・経済産業大臣の指定を受けた地域において、通常とは別枠で借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号（要件：最近1ヶ月の売上高等が対前年同期比▲20%以上、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比▲20%以上の見込）を実施

2 金融相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して影響を受けている中小企業の経営・金融に関する相談を受け付ける「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」を商工労働部経営支援課内に設置する。

「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」
商工労働部経営支援課 TEL076-444-3248
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く）

富山県経営安定資金経済変動対策緊急融資に係る認定書(3)

年 月 日

(商工会議所会頭・商工会会長)

殿

申請者
住所
企業名
代表者名

印

私は、_____業を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のとおり、※_____が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、下記事項について認定を申請します。

(※「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を記入してください。)

なお、本認定書を取扱金融機関に対し交付することについて、予め同意します。

記

1 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 _____ % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A : 新型コロナウイルス感染症の発生後における最近1か月間の売上高等

_____ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

_____ 円

(ロ) (イ)の期間を含めた今後3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D} \times 100$$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

_____ 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

_____ 円

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

[_____]

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(商工会議所会頭・商工会会長)

印

新型コロナウイルス感染症に関連する中小企業金融相談窓口の設置について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、今後の資金繰りへの影響等が懸念される中小企業者の経営の早期支援に向け、県では本日（2月17日）より「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」を商工労働部経営支援課内に設置します。

なお、県制度融資では、経営安定資金「経済変動対策緊急融資」等の利用が可能です。

「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」

- 場 所 : 富山県商工労働部経営支援課内
- 電 話 : 076-444-3248
- 対応日時 : 8:30~17:15（土日・祝日を除く）

<利用可能な主な県制度融資>

① 経済変動対策緊急融資

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、次のアかつイを満たす場合等に利用できる資金

ア 最近1ヶ月の売上高等が対前年同月比5%以上減少

イ その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が対前年同期比5%以上減少の見込み

【融資限度額】 8,000万円

【融資利率】 年1.25%以内

【融資期間】 7年以内（うち据置期間1年以内）

② 緊急経営改善資金

最近3カ月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期比で5%以上減少している場合等に利用できる借換資金

【融資対象】 県制度のほか金融機関の保証付既往債務を対象

【融資限度額】 8,000万円（小口枠2,000万円）

【融資利率】 年1.70%以内

【融資期間】 10年以内（うち据置期間1年以内）

③ 経営安定資金 小規模企業支援枠

従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業で、最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している場合に利用できる運転資金

【融資限度額】 3,000万円

【融資利率】 年1.20%以内

【融資期間】 7年以内（うち据置期間1年以内）

お問い合わせ先 経営支援課 金融係
TEL 076-444-3248